

[AppleCare+ & au端末サポート]利用規約

第1条 ([AppleCare+ & au端末サポート])

1. [AppleCare+ & au端末サポート] (以下「本サポート制度」といいます。)とは、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社 (以下併せて「当社等」といいます。)が [AppleCare+ & au端末サポート]規約 (以下「本規約」といいます。)等に従って、本サポート制度対象者 (以下「サポート会員」といいます。)に対し、一定の補償 (以下「サポート特典」といいます。)を提供する制度です。
2. 本サポート制度は、本規約の他、当社等が別途定める諸条件 (以下「個別条件」といいます。)に基づき実施、運営されます。なお、本規約の内容と個別条件の内容が矛盾する場合は、個別条件の内容が優先するものとします。

第2条 (入会申込および会員資格)

1. 本サポート制度に入会するためには、当社等が別に定める販売店において新品の本サポート制度対象移動機 (Apple Inc. (以下「アップル社」といいます。)が提供する端末のうち、当社等が別に定めるものを意味します。以下同じ。)を購入すると同時に、アップル社が提供する「AppleCare+」サービス (以下「Apple保証サービス」といいます。)と合わせて入会のお申込手続きをしていただく必要があります。なお、本サポート制度に単体で入会することができません。
2. 当社等は、本サポート制度に入会を希望する者 (以下「入会希望者」といいます。)からの本サポート制度への入会申込みについて、入会希望者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り受付けることとします。
 - (a) au通信サービスの新規加入時に、新品の本サポート制度対象移動機を購入する場合
 - (b) 機種変更または端末増設のため、新品の本サポート制度対象移動機を購入する場合
 - (c) au通信サービスの一時休止後、再利用するに際し、新品の本サポート制度対象移動機を購入する場合
3. 入会希望者は、本サポート制度対象移動機毎に、前二項および当社等が別に定める手続きに従って本サポート制度への入会申込みをするものとし、当社等がこれを承諾したときをもって、当該本サポート制度対象移動機に、サポート会員としての資格を取得します。

第3条 (月額料)

1. サポート会員は、当社等に対し、登録済移動機（当社等の本サポート制度管理システムに登録された本サポート制度対象移動機を意味します。以下同じ。）一台毎に、当社等が別に定める月額料（以下「月額料」といいます。）を支払います。
2. 月の途中でご加入またはご退会された場合でも、月額料は日割とならず、1ヵ月分の月額料が発生します。
3. 月額料の請求、督促、その他債権・債務の管理等は、全てau通信サービスの付加機能の月額使用料と同様に取り扱います。

第4条 （サポート特典の内容、提供等）

1. サポート特典の内容

当社等は、サポート会員に対し、以下のサポート特典を提供します。それぞれの提供内容、条件については、次の各号に記載する条項に定めます。

- (1) 電話機交換サービス 第5条
- (2) 修理サービス 第6条

なお、当社等は、第5条第1項に基づくサポート会員による交換サービス利用のお申込みまたは第6条第1項に基づくサポート会員による修理サービス利用のお申込み（以下併せて「特典利用のお申込み」といいます。）を受けた場合、当該特典利用のお申込みの内容にかかわらず、サポート特典の適用の可否、適用の範囲等について、合理的に判断します。

2. サポート特典の適用対象

サポート特典の適用対象は、登録済移動機に限ります。

3. サポート特典の適用範囲

サポート特典の適用範囲は、次の各号に定める事故等（以下「適用対象事故」といいます。）に限ります。

- (1) 登録済移動機の自然故障（取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障を意味します。以下「自然故障事故」といいます。）。
- (2) 水濡れ、落下による破損、その他偶然の事故（紛失および盗難を含みません。）による登録済移動機の全損または一部の破損（以下併せて「偶然故障事故」といいます。）。
- (3) 登録済移動機の紛失、盗難（以下併せて「紛失等事故」といいます。）。

4. サポート特典の提供期間

サポート特典の提供期間（以下「提供期間」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。ただし、第10条第1項ないし第3項に定める事由によりサポート会員が本サポート制度から退会となった場合、提供期間の終了日は、退会日の属する月の末日とします。

- (1) 自然故障事故および偶然故障事故に係る提供期間

アップル社がサポート会員に送付した「AppleCare+確認書」に記載するApple保証サービスの提供終了日の翌日から開始し、同日から起算して24ヵ月間を経過した日（以下「本提供終了日」といいます。）までとします。

(2) 紛失等事故に係る提供期間

・提供期間の開始日は、次に掲げる日のいずれか遅い日とします。

- ① サポート会員がApple保証サービスに入会した日
- ② サポート会員が第2条第3項に基づきサポート会員としての資格を取得した日

・提供期間の終了日は、前号に定める本提供終了日とします。

5. サポート特典の適用除外

本規約等の他の規定にかかわらず、サポート会員が次の各号のいずれかに該当する場合はサポート特典を受けることができません。

- (1) 適用対象事故が提供期間外に生じたとき
- (2) サポート会員が第9項に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行ったとき
- (3) 過去に本規約等への違反があり、特典利用のお申込み時においてなお当該違反が是正されていないとき
- (4) 過去に同一名義のサポート会員の特典利用のお申込み虚偽申告があったと当社等が判断したとき
- (5) 特典利用のお申込み時において、お支払期限を経過してもなお支払いいただけない料金（同一のサポート会員名義のau通信サービス料金その他の当社等の約款、サービス利用契約にかかるご利用料金を含みます。）があるとき
- (6) 適用対象事故による損害が、登録済移動機の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害であって、登録済移動機の機能に影響が生じていないとき
- (7) 適用対象事故による損害が、登録済移動機の消耗、変質、変色等による損害であるとき
- (8) 登録済移動機が、加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含みます。）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含みます。）されたもの、または当社等が別途指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき
- (9) 登録済移動機のシリアル番号が改変、汚損または除去されているとき
- (10) 適用対象事故が、登録済移動機の誤使用により生じたものであるとき
- (11) 適用対象事故による損害が、登録済移動機に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき
- (12) 適用対象事故が火災に起因するものであるとき
- (13) 適用対象事故が、コンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき
- (14) 適用対象事故がサポート会員またはサポート会員より正当な権限を与えられた登

- 録済移動機の使用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき
- (15)適用対象事故が、地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき
 - (16)適用対象事故が、戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき
 - (17)適用対象事故が、差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき
 - (18)適用対象事故が、核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき
 - (19)適用対象事故が充電機器類（ACアダプタ、DCアダプタ等の携帯電話本体を充電することができる機器類をいいます。）または付属品の紛失または盗難である場合
6. 他のサービスの利用
- サポート会員は、提供期間中に、登録済移動機に適用対象事故が発生した場合であっても、サポート特典を受けずに、当社等が別途指定する会社以外の第三者が提供する他のアフターサービス（登録済移動機の修理等に関するサービスを含みますが、これに限りません。）を受けた場合、サポート特典を受けることはできません。
7. サポート特典利用のお申込の方法
- 登録済移動機に適用対象事故が発生し、サポート特典の利用を希望される場合は、本規約第5条、第6条および当社等が別途定める方法に従い、特典利用のお申込みをしていただく必要があります。また、特典利用のお申込みは、適用対象事故が発生してから30日以内に行っていただく必要があります。auショップ等の実店舗ではお申込みいただけませんのでご注意ください。なお、特典利用のお申込み受付にあたり、サポート会員ご本人からのお申込みであることを確認致します（ただし、サポート会員のご家族は、当社等が別途に定める方法に従い、代理人として、サポート会員ご本人の代わりに特典利用のお申込みを行うことができます。）。
8. サポート特典の利用回数およびサポート会員の負担金
- (1) サポート特典の利用回数は、適用対象事故に応じて、次の各号に定めるとおりとします。
 - (a)自然故障事故について、提供期間中、利用回数の上限はありません。
 - (b)偶然故障事故について、提供期間中、利用回数は2回を上限とします。
 - (c)紛失等事故について、適用期間中、利用回数は2回を上限とします。
 - (2) サポート会員は、サポート特典を受ける場合、当社等が別に定める負担金（以下「負担金」といいます。）を当社等が別途指定する期日までに、別に定める方法により、お支払いいただく必要があります。
 - (3) 次条第1項第9号に基づき当社等がサポート会員にauICカード等をお送りする場合、サポート会員は、負担金に加え、au通信サービス契約約款等（以下「通信約款」といいます。）の定めに従い、auICカード再発行手数料を別途お支払いいただく必要があります。

9. 禁止事項

サポート会員は、本サポート制度のご利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 本サポート制度のご利用（特典利用のお申込みを含みますが、これに限りません。）にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。
- (2) 他者になりすまして本サポート制度を利用する行為。
- (3) 本サポート制度を不正の目的をもって利用する行為。
- (4) 本サポート制度の利用に関し生じた権利もしくは義務または本サポート制度の利用に関する契約上の地位を、当社等の承諾なく第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供する行為。
- (5) 当社等もしくは第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を棄損する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 他のサポート会員による本サポート制度の利用を妨害する行為
- (7) 本サポート制度の提供に関する当社等もしくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サポート制度の提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 当社等の営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 当社等または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (11) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

10. データのバックアップ

適用対象事故の発生等により、登録済移動機に保存されているデータ（アドレス帳、データフォルダ、メール等）が変化、消失した場合であっても、当社等は、一切責任を負いません。サポート会員は、ご自身の責任において、特典利用のお申込み前に当該データをバックアップするものとします。

11. お客様情報の確認および取扱い

- (1) 当社等は、本特典のお申込み受付時に必要と判断した場合は、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出をサポート会員に求める場合があります。
- (2) 当社等は、本サポート制度の提供にあたり取得する個人情報（当該情報または他の情報と照合することにより、サポート会員本人を識別し得る情報をいいます。）を当社等が別途定めるプライバシーポリシーに従い取り扱います。

第5条 （電話機交換サービス）

1. 電話機交換サービスの内容

- (1) 当社等は、適用対象事故の発生後、サポート会員から電話機交換サービス利用のお申込み（以下「交換サービス利用のお申込み」といいます。）を受けた場合は、当該交換サービス利用のお申込みの内容を精査し、電話機交換サービスの対象となると判断した場合は、交換サービス利用のお申込みに係る登録済移動機（以下「旧電話機」といいます。）1台につき、交換用電話機1台を、交換サービス利用のお申込み時にサポート会員が指定した住所（日本国内の住所に限ります。）に、当社等が別に定める方法によりお送り致します。
- (2) 第4条第7項に基づく代理人からの交換サービス利用のお申込みまたは法人名義の交換サービス利用のお申込みの場合は、前号の規定にかかわらず、送付先は別途当社等が指定した方法により届け出られたサポート会員の住所または請求書送付先住所に限ります。
- (3) サポート会員は、交換用電話機が、第三者が利用した本サポート制度対象移動機を新製品の出荷時と同様の状態に初期化したものである場合があることを、予め承諾するものとします。
- (4) サポート会員に提供する交換用電話機は、原則として旧電話機と同一機種および同一色とします。ただし、旧電話機と同一機種または同一色の交換用電話機のご提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、当社等が別途指定する機種または色の交換用電話機とします。
- (5) 第1号に基づき当社等が提供する交換用電話機のOSのバージョンは旧電話機のバージョンと異なる場合があります。
- (6) 第1号に基づき当社等が提供する交換用電話機には、付属品その他の製品は含まれないものとします。
- (7) サポート会員のご不在、第1号もしくは第2号に定める住所の誤りまたはサポート会員による住所変更の届出の未了等により、当社等が別に定める期間を経過しても交換用電話機の再配達が完了しなかった場合は、交換サービス利用のお申込みは取り消されたものとみなします。
- (8) 電話機交換サービスの適用に伴い交換した旧電話機本体、機械部品および外装ケース等は、サポート会員へ返却しません。
- (9) サポート会員が紛失等事故の発生により交換サービス利用のお申込みを行った場合であって、当社等が通信約款に基づきサポート会員に貸与しているau ICカード等も紛失・盗難にあったとき、当社等は、サポート会員に対し、交換用電話機とともに携帯電話回線契約の携帯電話番号を登録したau ICカード等をお送り致します。なお、当社等は、当該au ICカード等の着荷日から起算して14日を経過するまでの間（以下「開通期限」といいます。）に、サポート会員が自ら開通手続きを実施されない場合には、開通期限経過後、当社等が別途指定する時点をもって当社等において当該au ICカード等の開通手続きを実施することができます。

(10)紛失等事故の発生により交換サービス利用のお申込みを行うにあたり、紛失等事故の発生について、警察等公的機関への届出をしていただく必要があります。交換サービス利用のお申込み時に届出先の機関名、届出年月日、受理番号をご申告いただきます。

2. 交換用電話機の保証期間

サポート会員は、第1項に基づき当社等がサポート会員にお送りした交換用電話機について、これを受領された時点で破損、自然故障その他不具合を発見された場合は、交換用電話機受領後14日以内（以下「申告期限」といいます。）にその旨を当社等が別に定める連絡先に申し出るものとし、当社等の指示に従い当該不具合の発見された交換用電話機を当社等に返送するものとし、当社等は特段の事由がある場合を除き、サポート会員に対し交換用電話機と同一機種 of 交換用電話機を別途お送りすることにより、無料交換致します。申告期限内にサポート会員よりお申出のなかった不具合または自然故障については、申告期限経過後、サポート会員からのご申告があった場合でも、無料交換の対象外とします。なお、本項に基づく交換用電話機の無料交換は、第4条第8項第1号に定める利用回数には算入されません。

3. 旧電話機の所有権の移転

旧電話機の所有権は、当社等がお送りした交換用電話機をサポート会員が受領された時点で、当社等に移転されるものとし、

4. 旧電話機の利用制限

(1) 当社等は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社等の判断により、旧電話機について、サポート会員または第三者による利用を制限する場合があります。

- ① 紛失等事故の発生により交換サービス利用のお申込みを行った場合、または交換サービス利用のお申込み時点において次項に基づく旧電話機の送付が困難であると当社等が認めた場合
- ② 次項第1号に定める送付期限までに旧電話機が当社等に送付されない場合
- ③ 当社等による交換サービス利用のお申込み受付後、当該お申込みにおいて虚偽の登録、届出または申告があったと当社等が判断した場合
- ④ 前項に基づき旧電話機の所有権が当社等に移転した後において、当社等が当該旧電話機の利用を制限する必要があると判断した場合

(2) 本項の規定は、当社等が旧電話機の利用制限を行うことをサポート会員にお約束するものではなく、また、当社等は、旧電話機の利用制限を行う義務を負うものではありません。

(3) 当社等は、当社等が旧電話機の利用制限をしたことにより、または当社等が旧電話機の利用制限をしなかったこともしくは利用制限ができなかったことにより、サポート会員が何らかの不利益を被ったとしても、損害賠償責任その他一切の責任を負いません。旧電話機の利用に伴う問題は、すべて、サポート会員がご自身

の責任においてこれを解決するものとします。

5. 旧電話機の送付

(1) サポート会員は、旧電話機を当社等が別に定める手続きに従い当社等に送付する前に、第 1 項に基づき当社等がお送りした交換用電話機を受領されたときは、紛失等事故である場合または交換サービス利用のお申込み時点において旧電話機の送付が困難であると当社等が認めた場合を除き、交換用電話機受領後 14 日以内に、旧電話機を当社等が別に定める方法により当社等の指定先に送付するものとします（au IC カード等、付属品およびその他の製品（以下併せて「指定外物品」といいます。）を除いた状態で送付してください）。なお、紛失等事故の発生により交換サービス利用のお申込みを行った場合には、旧電話機が発見された際に速やかに当社等に送付するものとします。

(2) 万一、サポート会員が指定外物品を送付された場合、当社等は、指定外物品にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、指定外物品を当社等が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、サポート会員はこれに異議を唱えないものとします。当社等はサポート会員に対し、指定外物品および指定外物品に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負いません。

6. 旧電話機内部のデータの消去

旧電話機の送付時には、旧電話機内に記録された一切のデータ（※）をサポート会員において事前に全て消去してください。お送りいただいた旧電話機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社等は一切の責任を負いません。また、旧電話機内に記録されていたデータの交換用電話機への移行は、サポート会員自身の責任で実施するものとします。

※ 発着信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データその他一切のデータを含みます（ただし、旧電話機の出荷時点で記録されていたもの等サポート会員において消去できないデータを除きます。）。

7. 旧電話機の再生利用

サポート会員は、当社等または当社等が別途指定する製造会社等において旧電話機の故障部分を修理・交換等して、これを新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、再利用する場合（電話機交換サービスにおける交換用電話機として当社等から他のサポート会員に提供する場合を含みますが、これに限りません。）があることを、予め承諾します。

8. 交換サービス利用のお申込みの取消し

サポート会員は、交換サービス利用のお申込みを行った場合であっても、正当な理由があると当社等が認めるときは、当社等から送付された交換用電話機等の梱包が開封

されていない場合に限り、交換サービス利用のお申込みを取消することができます。この場合、サポート会員は、当社等が別途指定する期間内に当社等が第5項第1号に基づき送付した交換用電話機を当社等に返送するものとします。

第6条 （修理サービス）

1. 修理サービスの内容

当社等は、修理サービスの利用のお申込み（以下「修理サービス利用のお申込み」といいます。）を受けた場合は、当該お申込みの内容を精査し、修理サービスの対象となると判断した場合は、登録済移動機の破損修理（新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の部品の使用による修理等を意味します。）を実施いたします。

2. 修理サービスの適用除外

登録済移動機が全損した場合は、修理補償の対象となりません。

3. 修理サービス利用のお申込みの取消し

サポート会員は、第1項に基づき修理サービス利用のお申込みを行った場合であっても、正当な理由があると当社等が認めるときは、修理サービス利用のお申込み後8日以内に当社等に対し申し出た場合に限り、当該修理サービス利用のお申込みを取消することができます。

第7条 送料

交換サービスまたは修理サービスのご利用に伴う送料は、原則として当社等の負担とします。ただし、サポート会員が旧電話機または当社等が別途指定する書類を当社等が別に定める方法以外の方法により送付される場合は、当該送付にかかる送料はサポート会員のご負担となります。

第8条 損害賠償金

サポート会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、当社等は、サポート会員に対し、別途指定する期日までに、別に定める方法により、当社等への損害賠償金として、金45,000円（税抜）を当社等に支払うよう、請求することができます。なお、当社等は、サポート会員にお支払いいただいた損害賠償金については、当社等が合理的に必要と判断する場合を除き、返金致しません。

- (1) 電話機交換サービスにおいて、第5条第5項第1号に定める送付期限内に（送付期限が適用されない場合については送付が可能となった後速やかに）当社等に旧電話機を送付しなかった場合
- (2) 電話機交換サービスにおいて、第5条第8項に基づき交換サービス利用のお申込みを取消した場合、同項に定める送付期限までに当社等がサポート会員送付した交換用電話機を当社等に返送しなかった場合

第9条 （権利の譲渡等）

1. 通信約款に基づき、au通信サービスの契約者回線に係るauサービス利用権の譲渡が行われた場合、当該利用権の譲受人に、サポート会員の資格も併せて譲渡されるものとし、この場合、サポート会員によるサポート特典の利用回数、利用可能期間等の利用条件は、そのまま当該譲受人に引き継がれるものとし、
2. サポート会員は、前項に定める場合を除き、本サポート制度に関し生じた権利もしくは義務または本サポート制度の利用に関する契約上の地位を、当社等の承諾なく第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはなりません。

第10条 （サポート会員の退会）

1. サポート会員は、本サポート制度からの退会を希望されるときは、当社が別に定める方法に従い、当社等に対して本サポート制度からの退会を申し出るものとし、なお、サポート会員が本サポート制度を退会された場合、当該退会に係る本サポート制度対象移動機に関し、再度本サポート制度に入会することができません。
2. サポート会員は、登録済移動機の買い替え（機種変更を含みます。）、登録済移動機に係るau通信サービスの契約解除または一時休止によって、本サポート制度から自動的に退会することとなります。
3. サポート会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社等は、何ら通知、催告なくサポート会員を本サポート制度より退会させることができます。
 - (1) 月額料、負担金その他の本サポート制度に係る料金、第8条に定める損害賠償金、au通信サービス料金その他の当社等の電気通信サービス等に係る料金の支払を、支払期限までに行わなかった場合
 - (2) 第4条第9項に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行った場合
 - (3) その他当社等がサポート会員として不適格であると判断した場合
4. 退会に伴い、サポート会員が有する本サポート制度に関するすべての権利は、失効するものとし、なお、退会したサポート会員は、退会をした日の属する月の月額料を当社等に対して支払わなければならないものとし、
5. サポート会員（退会したサポート会員を含みます。）が提供期間中において当社等に支払った月額料および負担金は、当社等が合理的に必要と判断する場合を除き、返金致しません。

第11条 （本サポート制度の一時停止）

1. 当社等は、メールによるサポート会員への通知、ホームページによる公表その他当社等が適当と認める方法により、本サポート制度の提供を一時的に停止することができ

ます。

2. 前項の規定にかかわらず、当社等は、本サポート制度の提供に関するシステム上の故障、部品または交換部品の欠品、天災地変その他やむを得ない事由により、サポート会員に事前に通知または周知することなく、一時的に本サポート制度の提供を停止する場合があります。

第12条（本サポート制度の変更および終了）

1. 当社等は、メールによるサポート会員への通知、ホームページによる公表その他当社等が適当と認める方法により、本規約等の内容を変更することがあります。この場合、当社等は、変更後の本規約等を適用するものとし、サポート会員は予めこれを承諾するものとしします。
2. 当社等は、当社等の都合により、本サポート制度の全部または一部を変更し、停止し、または終了することができます。この場合、当該変更等が軽微なときを除き、当社等は、予め、メールによるサポート会員への通知、ホームページによる公表その他当社等が適当と認める方法により告知するものとしします。

第13条（免責事項）

1. 当社等による本サポート制度の提供の一時停止、変更、停止または終了等、サポート会員が本サポート制度を利用したこと、または利用ができなかったことにより、サポート会員に損害が生じた場合、当社等は、当該損害が当社等の責めに帰すべき事由による場合に限り、その損害をサポート会員に賠償するものとしします。ただし、当社等の賠償責任は、サポート会員に現実に生じた通常かつ直接の損害に限られるものとし、賠償額は損害が生じた月を含む過去12ヵ月分の月額料の総額を超えないものとしします。また、当社等は、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとしします。
2. 前項の規定にかかわらず、サポート会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとしします。）である場合、当社等に故意または重過失があるときは、前項を適用しないものとしします。

第14条（裁判管轄）

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（本サポート制度に関する疑義等）

本規約等の解釈や本サポート制度の運用等について疑義が生じ、または本規約等に定めがない事項が生じた場合は、当社等が決定する内容に従って処理するものとし、サポート会

員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

附則：この規約は2017年9月22日から実施します。